

吸収分割に係る事前開示書類

（吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

（吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

2026 年 10 月 14 日

株式会社 Sharing Innovations

株式会社ランド・ホー

2026 年 10 月 14 日

吸収分割に係る事前開示書類

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社 Sharing Innovations

代表取締役社長 堤 貴寛

東京都大田区西蒲田八丁目 4 番 4 号

株式会社ランド・ホー

代表取締役 塚本 昌信

株式会社 Sharing Innovations（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ランド・ホー（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 10 月 13 日付で両者間で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、分割会社が営むプラットフォーム事業に関して有する権利義務並びに分割会社が保有する株式会社 G clef の発行済株式の全部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割は、株式会社 Orchestra Holdings（以下「OH」といいます。）と分割会社との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約（株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約）」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、分割会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。）の効力が本吸収分割の効力発生日の前日までに生じることを前提に、本株式交換の効力発生を停止条件として実行する予定です。

本吸収分割の効力発生日において、OH の完全子会社同士の吸収分割であることから、対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

① 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 分割会社は、2026年8月25日付の取締役会において、OHとの間で、OHを株式交換完全親会社とし、分割会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日で本株式交換契約を締結いたしました。

② 分割会社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（49,700株）（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

5. 本効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本吸収分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により分割会社から承継会社に承継する債務については、承継会社が重疊的に債務を引き受け、分割会社も引き続き当該債務を負担しますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じたときにおける変更後の該当事項

分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約内容

次ページ以降をご参照ください。

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社ランド・ホー(以下「甲」という。)及び株式会社 Sharing Innovations(以下「乙」という。)は、乙が営むプラットフォーム事業に関して有する権利義務並びに乙が保有する株式会社 G clef(以下「G clef」という。)の発行済株式の全部を甲に承継させる吸収分割に関し、本日、以下のとおり合意したので、吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条(吸収分割の方法)

乙は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、乙が営むプラットフォーム事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務及び乙が保有する G clef の発行済株式の全部(以下「本件株式」という。)を甲に承継させ、甲はこれを承継する。なお、本契約に基づく吸収分割を、以下「本吸収分割」という。

第 2 条(当事者の商号及び住所)

本吸収分割を行う当事者である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(吸収分割承継会社)

商 号:株式会社ランド・ホー

住 所:東京都大田区西蒲田八丁目4番4号

乙(吸収分割会社)

商 号:株式会社 Sharing Innovations

住 所:東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

第 3 条(承継する権利義務)

1. 甲が本吸収分割により乙から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務には、本件株式(G clef の普通株式 20 株であり、G clef の発行済株式の全部をいう。)を含むものとし、乙は、本吸収分割により、本件株式を無償で甲に譲り渡すものとする。
3. 本吸収分割による乙から甲への債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。
4. 乙は、効力発生日以降速やかに、承継対象権利義務に係る契約の相手方への通知、登録名義の変更その他甲が承継対象権利義務を行使するために必要な手続に協力するものとする。
5. 乙は、効力発生日以降速やかに、本件株式に係る G clef の株主名簿の名義書換その他甲が本件株式の株主として権利を行使するために必要な手続に協力するものとする。また、G clef が株券発行会社である場合には、乙は、効力発生日に本件株式に係る株券を甲に交付するものとする。

第 4 条(本吸収分割に際して交付する対価)

甲は、本吸収分割に際して、乙に対し、承継対象権利義務(本件株式を含む。)に代わる株式、金銭その他一切の対価を交付しないものとする。

第 5 条(資本金及び準備金)

本吸収分割により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとし、甲の株主資本等の変動額については、会社計算規則その他の法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、甲が定めるものとする。

第 6 条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は、2026 年 12 月 1 日とする。ただし、手続の進行上必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本吸収分割の効力発生前に限り、これを変更することができる。

第 7 条(本吸収分割の前提条件等)

1. 本吸収分割は、株式会社 Orchestra Holdings(以下「OH」という。)と乙との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約(株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約)」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。)の効力が効力発生日の前日までに生じ、乙が OH の完全子会社となっていることを前提条件とし、当該前提条件が満たされない限り、その効力を生じないものとする。
2. 本株式交換の効力発生日が変更され、変更後の効力発生日が効力発生日以後の日となる場合には、甲及び乙は、協議のうえ、前条ただし書の規定に基づき、効力発生日を本株式交換の変更後の効力発生日の翌日以後の日に変更するものとする。この場合において、甲及び乙は、第 4 項の定めに従うものとし、乙は、会社法第 790 条第 2 項の規定に従い、変更後の効力発生日を公告するものとする。
3. 第 1 項の前提条件が満たされないことが明らかとなった場合(本株式交換に係る契約が解除され、又はその効力を失った場合を含む。)には、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を解除することができる。
4. 甲及び乙は、本吸収分割の効力が生じ、G clef が甲の完全子会社となっていることが、甲と G clef との間で 2026 年 10 月 13 日付で締結された合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社とし、G clef を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本 G clef 合併」という。)の前提条件であることを確認する。甲及び乙は、本吸収分割の効力が本 G clef 合併の効力発生に先立って生ずるよう、前条ただし書による効力発生日の変更を行う場合であっても、効力発生日を本 G clef 合併の効力発生日より後の日に変更しないものとする。

第 8 条(吸収分割承認総会等)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで

本吸収分割を行うものとする。ただし、同項ただし書に該当する場合その他同項の要件を満たさない場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を得るものとする。

2. 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を得るものとする。ただし、会社法第 784 条第 2 項の規定により株主総会の承認を要しない場合はこの限りでなく、また、当該承認については、乙の総株主の同意がある場合には、会社法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなすことができる。

第 9 条(債権者保護手続)

甲及び乙は、本吸収分割に関し、会社法第 789 条及び第 799 条の規定に従い、公告及び知れている債権者に対する個別の催告その他必要な債権者保護手続を行うものとする。

第 10 条(労働契約の承継)

1. 効力発生日において本件事業に主として従事する乙の従業員との間の労働契約は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」という。)の定めに従い、本吸収分割により甲に承継されるものとし、当該従業員の効力発生日における労働条件は、乙における労働条件と同一とする。
2. 乙は、本吸収分割に関し、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条に定める労働者との協議、労働契約承継法第 7 条に定める労働者の理解と協力を得るための措置、同法第 2 条に定める通知その他法令上必要とされる手続を適法に行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

第 11 条(個人情報等の取扱い)

甲は、本吸収分割により乙から承継する本件事業に係る利用者その他の者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従い、承継前における利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取り扱うものとし、乙は、その引継ぎに必要な協力を行うものとする。

第 12 条(善管注意義務)

乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって本件事業の業務執行並びに承継対象権利義務の管理及び運営を行うものとし、承継対象権利義務に重大な影響を及ぼす行為(本件株式の譲渡、担保設定その他の処分、G clef における募集株式の発行等を含む。)を行う場合には、あらかじめ甲と協議し、その同意を得るものとする。

第 13 条(許認可等)

甲及び乙は、本件事業の承継に伴い必要となる許認可、届出、登録等について、効力発生日までに取得又は完了することができるよう、相互に協力するものとする。

第 14 条(競業禁止)

乙は、効力発生日以降、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本件事業と競合する事業を行わ

ないものとする。

第 15 条(表明保証)

各当事会社は、互いに、本契約締結日及び効力発生日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

(1)組織及び権限

各当事会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、本契約を締結し、本吸収分割を実行するために必要な権限を有していること。

(2)契約の有効性

本契約は、各当事会社により適法に承認されており、各当事会社を法的に拘束する有効な契約であること。

(3)法令・定款等との抵触不存在

本契約の締結及び本吸収分割の実行は、各当事会社に適用される法令、定款その他の内部規程に違反せず、また、第三者との重要な契約に違反又は抵触しないこと。

(4)必要な手続の履行

本吸収分割の実行にあたり、法令上必要とされる社内手続及び届出等は、すべて適法に履行され、又は効力発生日までに履行される予定であること。

(5)承継対象権利義務

乙は、承継対象権利義務のうち資産について適法かつ有効な権利を有しており、当該資産には、担保権その他甲による本件事業の遂行を妨げる負担が設定されていないこと。

(6)訴訟等

本吸収分割の実行又は本件事業に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、仲裁、行政手続その他の法的手続は、現在係属しておらず、またそのおそれも認識していないこと。

(7)本件株式

乙は、本件株式を適法かつ有効に保有する唯一の株主であり、本件株式には、質権、譲渡担保その他一切の担保権及び負担が設定されていないこと。

第 16 条(表明保証違反に関する責任)

前条の表明保証に違反があった場合であっても、当該違反がグループ全体に実質的な不利益を及ぼす場合を除き、当事会社間で損害賠償その他の請求は行わないものとする。

第 17 条(本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 18 条(本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、第 8 条に定める株主総会の承認(同条の規定により承認を要しない場合を除く。)又は本吸収分割の実行に法令上必要な関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第 19 条(準拠法及び合意管轄)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は、各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。ただし、本契約は、電磁的記録により作成し、電子署名を行う方法により締結することができるものとし、この場合には、当該電磁的記録をもって本書に代えるものとする。

2026 年 10 月 13 日

甲：東京都大田区西蒲田八丁目4番4号
株式会社ランド・ホー
代表取締役 塚本 昌信

乙：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役 堤 貴寛

承継権利義務明細表

甲が本吸収分割により乙から承継する権利義務は、効力発生日の前日における乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定される、以下に掲げるものとする。ただし、法令又は契約上承継が制限されるものを除く。1. 資産

(1)流動資産:本件事業に属する売掛金、未収入金、前払費用その他の流動資産(ただし、現金及び預金を除く。)

(2)固定資産:本件事業に属するソフトウェア(開発中のものを含む。)、サーバその他の工具器具備品その他の有形・無形固定資産

(3)ドメイン名・アカウント等:本件事業に係るプラットフォームの運営に用いるドメイン名、クラウドサービスその他の外部サービスのアカウント及び利用権

(4)有価証券:本件株式(G clef の普通株式 20 株(発行済株式の全部))

2. 債務

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他の流動負債(ただし、借入金債務、乙の公租公課に係る債務及び効力発生日前の事由に起因する偶発債務を除く。)

3. 契約上の地位

本件事業に関して乙が締結している利用者・顧客との利用契約(利用規約に基づくものを含む。)、業務委託契約、ライセンス契約、外部サービス利用契約、開発委託契約その他本件事業に関する一切の契約における契約上の地位及びこれに基づく権利義務

4. 雇用契約

効力発生日において本件事業に主として従事する乙の従業員との間の労働契約及びこれに付随する権利義務(労働契約承継法に基づき異議を申し出た従業員の取扱いについては、同法の定めに従う。)

5. 知的財産権等

本件事業に関して乙が保有するプログラムの著作権(ソースコードを含む。)、商標権その他の知的財産権、ノウハウ及び営業秘密

6. データ

本件事業に関して乙が保有する利用者情報その他のデータベース及びデータ(個人情報を含む。)

7. 許認可等

本件事業に関する許認可、届出、登録等のうち、法令上承継が可能なもの

8. その他

本件事業に関する帳簿、記録、仕様書その他の書類及び電磁的記録 以上

別紙２ 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(第27期)

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、実質GDPが約1.0%の成長を維持しました。物価は食品高や円安の影響で約3%前後と高止まりしましたが、2年連続の5%超の賃上げにより、実質賃金がプラスへ転じて個人消費を支えました。また、AI企業への積極的な投資や高市政権への期待を受け、日経平均株価が史上最高値(当時)の47,994円まで上がりました。一方で、米国トランプ政権による関税政策や日中関係の冷え込み、中東やウクライナ情勢の地政学的リスクから、先行き不透明な情勢が続きました。

このような情勢のもと、当社を取り巻く環境におきましては、2025年の世界のゲーム市場は前年比7.5%増の約1,970億ドルとなる見込みです。特に、PCゲーム前年比10.4%増、モバイルゲームが7.7%増と牽引しました。新型コロナウイルス禍以来初の減少となった2022年から回復が続き、2028年の世界ゲーム市場は2,272億ドルにまで拡大すると予測されています。

2025年の国内市場を見ますと、家庭用ゲーム市場においてはハード市場が前年比49.3%増の約2,827億円、ソフト市場(パッケージのみ)が前年比21.0%増の約1,354億円と前年から大きく拡大しました。これは、2025年6月に発売されたNintendo Switch2が原動力となったものであり、Switch2は2025年末までに国内販売台数が378万台を超えており、ソフトではSwitch2向けの「マリオカート・ワールド」が266万本を販売し年間トップとなりました。一方、2025年の国内のモバイルゲーム市場においては、ダウンロード数は前年比2.5%減の約6億2,800万、アプリ内課金購入は前年比2.2%減の約110億ドルとなりました。コロナ禍の2020年をピークにダウンロード数は横ばいが続いていますが、アプリ内課金購入は16兆円を常に超えており、市場は堅調と見ることができます。アプリ内課金購入の第1位は「Pokemon TCG Pocket」であり、トップ10内には「モンスターストライク」「ウマ娘 プリティーダービー」「SDガンダム ジージェネレーション エターナル」が入るなど、確立したIPものが上位にランクインされています。

(参考：Newzoo Global Games Market Report / ファミ通 / Sensor Tower)

このような状況の中、当社におきましては、株式会社Orchestra Holdingsのグループ傘下での実質的に初めての決算期となりました。当事業年度におきましては、ゲーム事業では、既存のモバイルゲームの運営案件が順調に進捗しましたが、新規のゲーム開発案件を獲得することができず、売上に大きな影響を与えました。一方で、非ゲーム事業では、Roblox版「8番出口」の開発やPC販売サイト内の3Dモデルシュミレーターの開発等を受託し、ゲーム事業で期待していた売上をある程度補填することができました。また、Orchestra Holdings社およびグループ各社と連携することにより、グループ内出向を進め、協業案件の商談も複数得

ることができました。また一方で、経営に適正な規模とするために期中に人員削減に着手し、経費削減と合わせて販管費の縮小に努めました。以上のようなことから、期初予算比に84.8%の売上高、予算比95.3%の販管費となりました。

その結果、当事業年度の売上高は1,188百万円、営業利益は8百万円、経常利益は3百万円、当期純利益は16百万円と3期ぶりの黒字着地となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は3百万円であり、主なものは開発用機材であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において運転資金として、金融機関等からの借入により80百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、変化の激しい事業環境のなかで顧客の需要をタイムリーかつ的確に捉えたサービスの提供に努めております。このような状況のもと、当社は更なる企業成長とゲーム事業を機軸に新たな社会的価値を創造していく上で、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでおります。

① 事業運営基盤の拡充・強化

イ) 人材の確保、育成

優れたゲームソフトおよびゲームコンテンツを生み出すためには「人材こそが最も重要な経営資源」であると考え、優秀な人材投資に注力してまいりました。

今後は、プロジェクトマネージャー、プランナー、デザイナー、プログラマー、サーバーエンジニアの特にリーダー層の人材採用を重視し、ゲームユーザーに向けてより魅力的なゲームソフトおよびゲームコンテンツを提供すべく、進み続ける技術への対応力はもちろんのこと、ゲームユーザーのニーズを的確に捉えた企画立案力、ならびに斬新なアイデアを創出する創造力の向上に向けた社内教育活動の拡充に取り組んでまいります。

ロ) 経営管理体制の整備

今後も持続的な成長を続けていくために、事業の拡大および法令順守等内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。管理部門の能力伸長、職務権限の明確化など内部統制システムの整備・運用を進めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

② 新規案件の受託契約の獲得

ゲームユーザーに向けて、より魅力的なゲームソフトおよびゲームコンテンツを提供すべく、技術力、企画力、マーケティング力の向上を図り、斬新なアイデアの創出、および安定したサービスの運営を行っていくことで、自社ブランドの確立および浸透を図ってまいります。その結果、既存のパブリッシャー（顧客）から継続的に新規案件の受託契約を獲得するだけでなく、

まだ取引のないパブリッシャー（顧客）からの新規案件の受託契約の獲得にも努めてまいります。それらを実現するための体制強化を目的に、2026年1月に組織改正を行い、営業推進、案件保全等を担う事業推進室を設立しました。

③ 非ゲーム BtoB 受託開発事業の推進

ゲーム事業を軸としながらも、収益の安定的確保および持続的な成長を目指し、Roblox、DX・業務アプリ事業等のゲーム分野以外の受託開発事業を更に推進していきます。これら非ゲーム受託開発事業におきましては親会社である(株)Orchestra Holdings およびグループ各社とも連携し、新規案件獲得に努めてまいります。

④ 出向、派遣業務の推進

これまで、開発案件の減少等により発生する空き人員対策として他社への出向を進めてまいりましたが、今後は売上を増やす戦略として出向を積極的に進めていきます。そのために、人材紹介会社や既存の取引先、グループ会社およびその取引先等を活用してまいります。また、第28期中に派遣免許の取得を予定しており、新たに人材派遣事業に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第24期 (2023年5月期)	第25期 (2024年5月期)	第26期 (2024年12月期)	第27期（当期） (2025年12月期)
売 上 高（千円）	1,993,641	1,296,065	765,547	1,187,757
営 業 利 益（千円）	7,918	△199,398	△16,870	8,483
経 常 利 益（千円）	3,248	△203,845	△18,329	3,628
当 期 純 利 益（千円）	1,890	△308,062	△21,354	16,178
1株当たり当期純利益（円）	1.58	△256.72	△17.80	12.63
総 資 産（千円）	878,126	539,253	514,867	560,189
純 資 産（千円）	375,722	67,660	46,305	102,483

（注）2024年12月2日開催の臨時株主総会での決議により、定款変更を行い決算期を12月としました。そのため、第26期は7か月間となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

- ① スマートフォンのゲームアプリの開発
- ② コンシューマゲームの開発
- ③ その他デジタルコンテンツの開発
- ④ 音楽・映像コンテンツの企画・制作・販売
- ⑤ 前号各号に附帯する一切の事業

(8) 主要な事業所（2025年12月31日現在）
 本社（事業所） 東京都大田区西蒲田八丁目4番4号

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
108 名	19名減

(10) 主要な借入先（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	66,804 千円
株式会社日本政策金融公庫	73,640 千円
城南信用金庫	162,591 千円
株式会社Orchestra Holdings	57,800 千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,280,000 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 Orchestra Holdings	1,280,000 株	100 %

(注) 1. 2022年11月2日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより800,000株増加し、1,200,000株となっております。

(注) 2. 2024年9月20日開催の取締役会決議により、2024年9月30日付で当社全株式を株式会社 Orchestra Holdingsへの譲渡を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2019年3月8日開催の取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき102円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - i) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職その他正当な事由のある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
 - ii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間

2021年3月9日～2029年3月8日までとする。

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	保有者数
取締役	2,900個	普通株式 8,700株	2人

(注1) 取締役1名が取締役就任前に従業員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。

(注2) 2025年12月31日付で新株予約権を保有していた取締役は退任いたしましたので、以降はそれぞれ0個、0株、0人となります。

2020年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第3回新株予約権）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき260円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - i) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職その他正当な事由のある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。
 - ii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間

2022年6月16日～2030年3月25日までとする。

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	保有者数
取締役	1,000個	普通株式 3,000株	1人

(注1) 取締役1名が取締役就任前に従業員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。

(注2) 2025年12月31日付で新株予約権を保有していた取締役は退任いたしましたので、以降はそれぞれ0個、0株、0人となります。

2022年5月30日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき612円
- ③ 新株予約権の行使条件

- i) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合や、定年退職その他正当な事由のある場合で、当社取締役会において認められたときはこの限りではない。

- ii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使期間

2024年5月31日～2032年5月30日までとする。

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	保有者数
取締役	6,650個	普通株式 19,950株	3人

(注1) 取締役1名が取締役就任前に従業員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。

(注2) 2025年12月31日付で新株予約権を保有していた取締役は退任いたしましたので、以降はそれぞれ0個、0株、0人となります。

4. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位	担当および重要な兼職の状況
塚本昌信	代表取締役社長	
和田明士	専務取締役	管理本部長
瀬沼崇	常務取締役	開発事業本部長
田上雅史	取締役	開発事業本部副本部長
中村慶郎	取締役	株式会社Orchestra Holdings 代表取締役社長
上野国久	監査役	For Next株式会社顧問

(注) 1. 取締役和田明士、瀬沼崇、田上雅史は2025年12月31日付で退任となります。

(注) 2. 取締役小林康秀は、2025年3月31日で退任いたしました。

(注) 3. 取締役中村慶郎は、社外取締役であります。

(注) 4. 監査役上野国久氏は、社外監査役であります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等

当社は2022年8月15日開催の取締役会において、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る役員報酬ポリシーを決議しております。取締役等の報酬に関する取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である役員報酬検討委員会の審議を受けております。

取締役報酬などの内容の決定に関する方針等は以下のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役等の報酬（以下「役員報酬」という）は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方をもとに、以下に定める基本方針に従い決定されます。

- i) 当社の持続的な成長、企業価値の向上を促進すること

- ii) 業務執行取締役にとって、経営計画の完遂、目標達成の動機づけとなる業績連動性の

高い報酬制度であること

iii)同規模、同業種の企業群の報酬水準として競争力がある水準とし、優秀な人材の確保ができること

iv)株主、従業員、株主等のステークスホルダーに対し説明責任を果たすことのできる客観性、透明性の高い報酬決定プロセスであること

イ. 報酬構成

当社の取締役の基本報酬+業績連動報酬による月例の固定報酬としています。

i)基本報酬について

職責の大きさに応じ、優秀な人材を確保することができる水準を踏まえて個別に決定します。

ii)業績連動報酬について

業績連動報酬は、業績によって報酬を変動させることで経営計画の完遂、目標達成を推進する意識を向上する効果を期待するものです。

業績連動報酬は、売上達成度合いと利益達成度合いにより算出することにしております。

なお、社外取締役および監査役については、業績連動報酬はないものとします。

ウ. 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

i)役員報酬の決定にあたり、決定プロセスの客観性、透明性を確保するため「役員報酬検討委員会」を設置します。

ii)役員報酬検討委員会は、当社の社外取締役および社外監査役で構成されます。

iii)個人の取締役の報酬については、代表取締役社長が報酬案を策定します。

iv)その報酬案を、役員報酬検討委員会が本ポリシーに基づいて審議を行い、取締役会に上程し決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	支 給 人 員	報 酬 額 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	58,034千円 (900千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	605千円 (605千円)
合 計	7名	59,539千円

(注) 1. 取締役の報酬額は、2023年1月23日開催の臨時株主総会において年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まず)と決議いただいております。

(注) 2. 監査役の報酬額は、2020年3月15日開催の臨時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただいております。

(注) 3. 社外取締役の報酬額は、2025年3月31日付で退任した小林康秀分を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
取 締 役	小 林 康 秀	スマイルコネクト・イー株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役	中 村 慶 郎	株 式 会 社 Orchestra Holdings 代表取締役社長	株式会社Orchestra Holdingsは、当社の株式100%を保有する株主であります。
監 査 役	上 野 国 久	For Next株式会社顧問	重要な取引その他の関係はありません。

(注) 1. 取締役小林康秀は、2025年3月31日で退任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
取 締 役	小 林 康 秀	当事業年度において開催した取締役会16回のうち退任するまでの全て(5回)に出席し、ゲーム業界における豊富な経験とゲーム開発における高度な専門的見地から、主に業務執行の適正性等について、客観的・中立的な立場で社外取締役としての意見を適宜発言しております。
取 締 役	中 村 慶 郎	当事業年度において開催した取締役会16回のうち12回に出席し、親会社の視点および豊富なビジネス的見地から、主に業務執行の適正性や業績向上等について、社外取締役としての意見を適宜発言しております。
監 査 役	上 野 国 久	当事業年度において開催した取締役会16回のうち15回に出席し、ゲーム業界以外も含めた幅広いビジネス的見地から、主に業務執行の適正性等について、客観的・中立的な立場で社外監査役としての意見を適宜発言しております。

(注) 1. 取締役小林康秀は、2025年3月31日で退任いたしました。

5. 会計監査人の状況

会計監査人非設置会社のため、該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

2021年4月19日開催の当社取締役会において決議した内部統制システム整備に関する基本方針は以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 法令、定款および社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンス・リスクとして認識し、取締役および使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(注) 2024年9月30日に当社全株式を譲渡し、株式会社 Orchestra Holdings 子会社となったことに伴い、2024年12月18日開催の取締役会決議により、「コンプライアンス・リスク管理規程」は廃され、株式会社 Orchestra Holdings の「コンプライアンス規程」に置き換えることとした。

② 「内部・外部通報規程」に基づき、監査役を内部通報窓口、顧問弁護士を外部通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止および早期発見を図る。

(注) なお、2024年9月30日に当社全株式を譲渡し、株式会社 Orchestra Holdings 子会社

となったことに伴い、2024 年 12 月 18 日開催の取締役会決議により、「内部・外部通報規程」は廃され、株式会社 Orchestra Holdings の「コンプライアンス規程」に置き換えることとし、同規程に基づき、同社のコーポレートマネジメント部門を通報窓口とした。

- ③ 監査役は「監査役監査規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役社長および取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ② またデータ化された機密情報については、「情報セキュリティ管理規程」および「個人情報保護規程」にしたがい適切なアクセス制限やパスワード管理、ならびにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はコーポレートリスクの適切な把握および啓蒙を目的として「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

(注) 2024 年 9 月 30 日に当社全株式を譲渡し、株式会社 Orchestra Holdings 子会社となったことに伴い、2024 年 12 月 18 日開催の取締役会決議により、「コンプライアンス・リスク管理規程」は廃され、株式会社 Orchestra Holdings の「コンプライアンス規程」に置き換えることとした。

- ② 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は毎月 1 回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社は「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき担当取締役および各部門長の権限の明確化を図ることで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- ② 当該補助使用人は、取締役および所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- ③ 当該補助使用人の人事異動、評価および懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制

- ① 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。

- ② 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- ③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録および稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることができる。
- ④ 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑤ 監査役は Orchestra Holdings 社法務部との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
- ⑥ 監査役に報告を行った取締役および使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に係る事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況
 - ① 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除規程」に定め、全ての取締役および監査役ならびに使用人に周知徹底する。
 - ② 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、Orchestra Holdings社法務部、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程および業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

監査役は、監査役監査の他、取締役会および社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

(第 27 期)

自 2025 年 1 月 1 日

至 2025 年 12 月 31 日

株式会社ランド・ホー

貸借対照表

(2025 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	517,829	流 動 負 債	183,504
現 金 及 び 預 金	263,142	買 掛 金	44,959
売 掛 金	223,625	1 年内返済予定の長期借入金	93,348
前 払 費 用	23,882	短 期 借 入 金	4,162
そ の 他	7,177	未 払 金	6,911
固 定 資 産	42,360	未 払 費 用	14,009
有 形 固 定 資 産	6,951	未 払 法 人 税 等	200
建 物	3,986	預 り 金	13,134
工 具 器 具 備 品	2,964	未 払 消 費 税 等	6,779
投 資 そ の 他 の 資 産	35,409	固 定 負 債	274,201
出 資 金	100	長 期 借 入 金	263,325
長 期 前 払 費 用	3,648	資 産 除 去 債 務	10,876
繰 延 税 金 資 産	20,981	負 債 合 計	457,705
そ の 他	10,680	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	560,189	株 主 資 本	102,483
		資 本 金	60,000
		資 本 準 備 金	20,000
		利 益 剰 余 金	22,483
		利 益 準 備 金	1,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	20,983
		純 資 産 合 計	102,483
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	560,189

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科	目	金	額
売 上	高		1,187,757
売 上 原	価		892,885
売 上 総 利	益		294,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		286,388
営 業 利	益		8,483
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	441	
受 取 配 当	金	2	
助 成 金 収	入	800	
そ の 他		513	1,757
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	5,271	
為 替 差	損	29	
支 払 保 証 料		1,311	6,612
経 常 利	益		3,628
税 引 前 当 期 純 利 益			3,628
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			200
法 人 税 等 調 整 額			△12,750
当 期 純 利 益			16,178

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	40,000	－	－	1,500	4,805	6,305	46,305	46,305
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	20,000	20,000	20,000				40,000	40,000
当 期 純 利 益					16,178	16,178	16,178	16,178
当期変動額合計	20,000	20,000	20,000	－	16,178	16,178	56,178	56,178
当 期 末 残 高	60,000	20,000	20,000	1,500	20,983	22,483	102,483	102,483

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3 年～15 年

工具器具備品 3 年～8 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、ゲーム開発事業としてコンシューマ向けゲームソフト、スマートフォン等のモバイル端末向けゲームアプリ、その他デジタルコンテンツに関する企画、開発、運営をパブリッシャー（顧客）から受託しており、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) ゲームソフト、ゲームアプリ、その他デジタルコンテンツの受託開発

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、収益を認識しております。

(2) サービス開始後のゲームコンテンツの追加開発等に係る受託運営

契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を収益として認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,200,000 株	80,000 株	－株	1,280,000 株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 80,000 株は、新株の発行による増加であります。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- ② 新株予約権の目的となる株式の数（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 21,329 千円

未払事業所税 512 千円

繰延税金資産小計 21,841 千円

評価性引当額 － 千円

繰延税金資産合計 21,841 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 860 千円

繰延税金負債合計 860 千円

繰延税金資産の純額 20,981 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入によっております。また、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引及び設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、信用状況を適宜把握することで、貸倒リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が資金繰り計画を作成、更新し、手許流動性を適宜把握することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済予定を含む）	356,673	364,757	8,084
負債計	356,673	364,757	8,084

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（１年内返済予定を含む）	－	364,757	－	364,757
負債計	－	364,757	－	364,757

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	事業の内容又は職業	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	塚本昌信	－	当社代表取締役	債務被保証	－	－	－	－

１株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| １． １株当たり純資産額 | 80 円 07 銭 |
| ２． １株当たり当期純利益 | 12 円 63 銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

監査役は、2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 27 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 3 月 10 日

株式会社ランド・ホー
監査役 上野 国久